

付編 警戒宣言に伴う措置

第1章 計画の策定

第1節 策定の目的

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。

一方、江戸川区の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されるところから、強化地域として指定されなかったため、区は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5弱程度の揺れであっても、部分的な被害が発生することも予想されるとともに、面積49.09平方キロメートルに約35万世帯69万人が生活していることなどから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため江戸川区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、江戸川区地域防災計画（以下、「区防災計画」という。）の付編として、「警戒宣言に伴う措置」を策定した。

平成29年9月に中央防災会議防災対策実行会議において発表された報告によると、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い予測はできないのが実情である。」とされた。

これにより国では、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を今後は行わないこととし、平成29年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。

そのため本区としては、今後の国や都の動向に注視し、必要に応じて地域防災計画に反映していくこととする。

○南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件（気象庁HPより抜粋）

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。（2種類の情報名で発表します。）

＜「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件＞

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

第2節 基本的考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

- 警戒宣言が発せられた場合においても、区の社会的経済的機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、
 - 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置。
 - 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策を盛り込んだものである。
- 東海地震に係る予防対策は、区防災計画「予防計画」及び「初動応急計画【震災編】」で対処する。
- 江戸川区の地域は、強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導または協力要請で対応するものである。

第3節 前提条件

本計画の策定にあたっての前提条件は、次のとおりとした。

- 東海地震が発生した場合の江戸川区の予想震度は、震度5弱（但し、中小河川沿い及び人工改変地の盛土部分は震度6に近い震度）である。
- 警戒宣言が発せられる時刻は、原則として最も混乱が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。

第2章 事前の備え

第1節 東海地震に備え緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、区防災計画の予防計画に基づき実施している。

しかし、大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日公布）の制定を契機として、地震の予知に基づく対策、特に予知情報による社会的混乱の防止という新たな課題が生じてきた。このため、本章では①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資器材等の整備と②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業を取り上げるものとする。

1 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業

機 関	内 容
区	○防災行政無線の整備 災害時、区及び防災関係機関（警察署・消防署等）並びに区民等を結ぶ情報連絡体制の整備を図るため、区防災計画の予防計画に基づいて昭和55年度から区独自系防災行政無線の整備導入を図り、昭和55年10月から運用を始めた。引き続き、施設の拡充に努め区民への情報伝達としての固定系無線による警戒宣言及び地震予知情報等の情報の正確かつ迅速化を図る。
警察署	○情報伝達用資器材の整備 車両運転者等に警戒宣言及び地震予知情報を伝達するための資器材を整備する。
東日本電信電話（株） 東京東支店	○情報連絡体制の整備 （1）通話制御 警戒宣言等に伴い通話が集中的に発生した場合、早急に一般の通話を制限し、防災関係機関等の重要電話を確保する必要がある。このため通話規制を実施する。 （2）公衆電話の整備 特設公衆電話の整備を実施する。

2 被害の発生を最小限に止めるため緊急に整備する事業

機 関	内 容
区	1 危険ブロック塀の防止対策として、調査を推進し、補修指導を実施する。また、区民へのブロック塀の安全対策についてのPR、各関係業者にも技術的向上、安全意識の高揚を促す。 2 地震時には、ビルの窓ガラスや外装材等の落下による被害が予想されるため、危険防止の指導をしていく。

東日本電信 電話（株） 東京東支店	1 通信網の信頼性向上対策 市外中継線・市内中継線等の伝送路が被災した場合でも、全面的に通信が途絶えることのないよう、伝送路を複数ルートに分散する。 2 長時間停電対策 発災時には、商用電源が長時間にわたり停電することも懸念される。このため通信用電源に必要な燃料の備蓄を増やすほか、蓄電池の整備を行う。 3 各種災害対策用資器材の整備 発災時における防災関係機関等の重要通信確保と迅速な復旧に備え、各種災害対策用資器材を整備する。
東京ガス グループ	1 系統の多重化・拠点分散 ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散などに努める。 2 代替施設の整備 臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

3 公共施設対策

機 関	内 容
東京ガス グループ	1 ガス製造設備 消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。 2 ガス供給設備 ア 大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。 イ 需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進する。

第2節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、区民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

区民が東海地震を正しく受け止め、これに対する的確な行動が取れるように、不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について教育、啓発及び指導するものとする。

1 広報

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、東京の予想震度、警戒宣言時に取られる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

- (1) 広報の基本的流れは、①平常時②東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで③警戒宣言が発せられたときから発災までの3つに区分し、広報する。
- (2) 広報内容は、下記の事項について実施する。

- ① 東海地震について

- ② 警戒宣言について
 - ③ 江戸川区の予想震度及び被害程度
 - ④ 区民の取るべき措置
 - ⑤ 事業者の取るべき措置
 - ⑥ 警戒宣言時に防災機関が行う措置
- (3) 防災機関が行う主な広報例は次のとおりであるが区はこれらの事項について防災関係機関と密接な連携のもとに総合的な広報を実施するものとし、防災関係機関は所掌事務について広報する。
- ① 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ② 道路交通の混乱防止のための広報
 - ③ 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - ④ 買い出しによる混乱防止のための広報
 - ⑤ 預貯金引き出し等による混乱防止のための広報
 - ⑥ 電気・ガス等の使用上の注意に関する広報
 - ⑦ その他の広報
- (4) 区の広報計画
- 広報えどがわに掲載するとともに、パンフレット・リーフレット等を作成し、区の窓口あるいは町会・自治会、自主防災組織を通して配布する。
- (5) 東京ガスグループの広報計画
- ① 警戒宣言時に需要家が的確な防災措置の行動が取れるよう、平常時からあらゆる機会を利用して広報活動に努め次の段階に合わせて実施する。
 - ア 平常時
 - イ 報道開始から警戒宣言が発せられるまで
 - ウ 警戒宣言が発せられたときから発災まで
 - ② 広報手段については、(a) テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報 (b) 広報車・パンフレット等による地域的・現場的広報により実施する。
- (6) 首都高速道路(株)の広報計画
- 震災時において、利用者が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を周知させるため、各種の防災関連行事等でパンフレットの配付などの広報を実施する。

2 教育指導

区および学校等においては、次の事項について、幼児・児童・生徒に対する地震防災教育を実施する。

(1) 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- 地震発生時の安全行動
- 登下校(園)時等の安全行動 等

(2) 教育指導方法

児童・生徒に対しては、「防災ノート～災害と安全～」、防災ブック「東京くらし防災」・「東京防災」を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

3 事業所に対する指導（消防署）

(1) 対象事業所

消防法及び火災予防条例等により消防計画等を作成することとされている事業所。

(2) 指導内容

① 消防計画、全体についての消防計画に定める事項

- ア 自衛消防の組織に関すること。
- イ 地震の情報及び警戒宣言の伝達に関すること。
- ウ 避難誘導に関すること。
- エ 施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。
- オ 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること。
- カ 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。

② 予防規程に定める事項

（危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 2 項に規定する事項を含む。）

- ア 施設の安全を確保するための操業の制限・停止、その他の措置に関すること。
- イ 休日・夜間等における従業員の参集・連絡に関すること。
- ウ 危険物等の流出拡散防止のための設備・資器材の点検・配置、その他の措置に関すること。
- エ 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること。
- オ 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること。
- カ 火気の使用制限・禁止等出火防止のための措置に関すること。
- キ 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関すること。
- ク 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。
- ケ タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。
- コ 区民に対する広報に関すること。
- サ その他、地震防災上必要な措置に関すること。

③ 事業所防災計画に定める事項

- ア 防災体制の確立に関すること。
- イ 情報の収集伝達に関すること。
- ウ 安全対策面からの営業の方針に関すること。
- エ 出火防止及び初期消火に関すること。

④ 指導方法

- ア 防災指導等印刷物による指導。
- イ 講習会・後援会・その他各種集会による指導。
- ウ 各種業界・団体等の自主防災研修による指導。
- エ その他、立入検査等消防行政執行時における指導。

4 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置いた訓練を実施する。

区分	機関	内 容
総合防災訓練	区	東海地震注意情報及び警戒宣言時において、区及び防災関係機関が実施する防災措置の迅速化・的確化を確保するため、防災関係機関及び区民の協力を得て、同一日時に共同して訓練を実施する。 これより、区をはじめとする防災関係機関が区防災計画を熟知し、防災関係機関相互の連絡体制を確立し、実践的能力のかん養を図るとともに、広く区民一般に防災思想の普及と意識の高揚に努める。 1 参加機関 (1) 区 (2) 防災関係機関等 (3) 区民 2 訓練項目 (1) 参集訓練 (2) 本部運営訓練 (3) 情報伝達訓練 (4) 現地訓練
その他の訓練		1 地域訓練 自主防災組織、町会・自治会等の訓練を警察署・消防署と密接な連絡を図りながら実施していく。 なお、各組織においては少なくとも年1回以上実施するように指導する。 2 職員訓練 初動訓練（参集）・図上訓練・情報伝達訓練を通じ、区民等に対し指導的役割を果たせるように、本計画の周知徹底を図る。
警備・交通規制訓練	警察署	警戒宣言に伴う混乱を防止するため防災関係機関、区民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。 1 参加機関 (1) 区及び防災関係機関 (2) 区民及び事業所等 2 訓練項目 (1) 部隊の招集・編成訓練 (2) 交通規制訓練（低速走行訓練を含む） (3) 情報収集伝達訓練 (4) 通信訓練 (5) 部隊配備運用訓練 (6) 装備資器材操作訓練 3 実施回数及び場所 毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度、決定する。

消防訓練	消防署	警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため次により訓練を行う。 1 参加機関等 (1) 消防団 (2) 協定締結等の民間団体 (3) 防災関係機関 (4) 災害時支援ボランティア 2 訓練項目 (1) 消防機関の訓練 (2) 防災関係機関と連携した訓練 (3) 区民及び事業所の参加する訓練 (4) 前(3)までの総合訓練 3 訓練の種別 (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 通信運用訓練 (6) 震災警防本部等運営訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (8) 消防団との連携訓練 (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練 (10) 各種計画、協定等の検証 4 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。
応急医療訓練	江戸川区医師会	1 災害医療対策本部の招集並びに各救護隊に対する速やかな伝達方法の訓練を実施する。 2 医療機関特に入院患者を収容している所では、安全対策を定め、反復して防災訓練を実施する。
その他の防災機関訓練	東日本電信電話(株)東京東支店	地震発生後の措置とともに、警戒宣言時における措置について、毎年1回以上防災訓練を実施する。警戒宣言時等の措置について実施する主な訓練内容は次のとおりである。 1 準備警戒業務 (1) 警戒宣言等情報の伝達 (2) 工事中の施設に対する安全措置 (3) 重要資料類の確認と防災措置 (4) 応急復旧態勢確立のための措置 2 重要通信確保等の業務 (1) 通信疎通状況の監視と把握 (2) 輻輳発生時の諸措置 (3) 広報活動
	下水道局	覚書に基づき、円滑な運用に向けたし尿受入れ訓練を実施する。
	その他の防災機関	警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上の防災訓練を実施する。

第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意 情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの 対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、本章においては、東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報の発表及び判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき対応について定めるものとする。

第1節 東海地震に関連する調査情報発表時の対応

1 東海地震に関連する調査情報発表時の態勢

(1) 東海地震に関連する調査情報の内容と配備態勢

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報。臨時と定例の2種類があり、平常時の活動を継続しながら情報連絡態勢を取るなど必要な態勢を維持する。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	情報連絡態勢
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表	対応態勢なし

(2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の情報収集等

区危機管理部は連絡態勢を取り、都等関係機関から情報収集を行う。

第2節 東海地震注意情報の対応

1 東海地震注意情報発表時の態勢

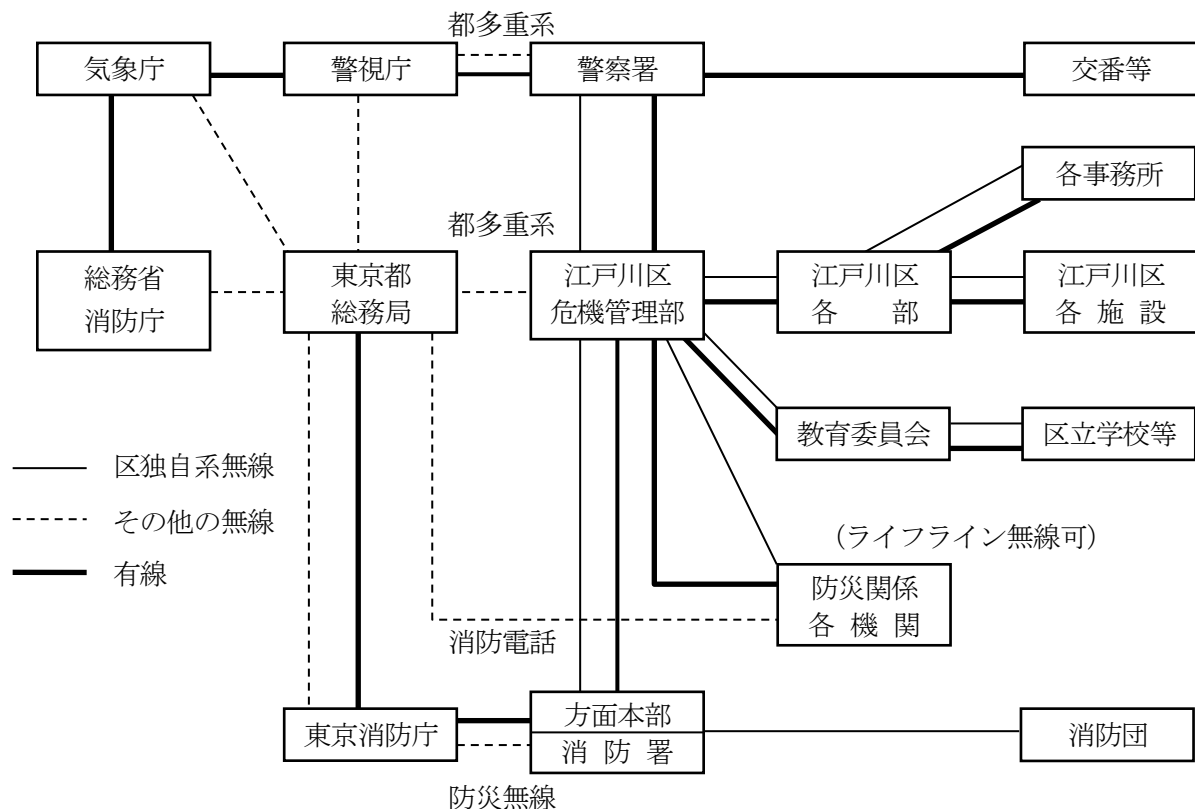
東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）が発表された場合、防災関係機関は速やかに警戒宣言に備え、活動態勢に入る必要がある。このため、ここでは判定会招集連絡報の伝達に関し、必要な事項を定める。

なお、注意情報の中では判定会の開催も報じられ、注意情報の解除を伝える場合にも発表される。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表	担当職員の参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

2 関係機関への伝達系統

江戸川区を中心とした注意情報の伝達経路及び伝達方法は次のとおりである。



3 伝達事項

- (1) 区及び防災関係機関は、注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- (2) 判定会が開催され、その結果地震の発生に繋がらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

4 活動態勢

注意情報を受けた場合、区及び防災関係機関は災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢を取るとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災体制を取るものとする。

機 関	内 容
区	1 区災害対策本部の設置準備 区は注意情報に接した場合、直ちに緊急連絡態勢を取るとともに、災害対策本部の設置準備に入る。 2 職員の参集 職員の参集は、第2次非常配備態勢を取る。なお、動員伝達は各部、各課で定める情報伝達経路により指示するものとする。 3 注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部設置までの間、区は初動態勢にて次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、東海地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 防災関係機関との連絡調整

警察署	1 警備本部の設置 注意情報の発表を受けた時点で速やかに現場警備本部を設置し、指揮態勢を確立する。 2 職員の参集 職員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、または注意情報の発表を知ったときはあらかじめ定められた場所に参集する。
消防署	注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令して次の対応を行う。 [震災態勢] (1) 地震の発生危険に関する情報収集体制の強化 (2) 震災消防計画、資料の確認 (3) 震災対策資器材等の準備 (4) (1)～(3)に掲げるものの他署隊長が必要と認める措置
東日本電信電話 (株) 東京支店	注意情報が発表された場合、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢を取る。 1 通話量等通信疎通状況の監視 2 電力機器等通信設備の運転状況の監視 3 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 4 電話利用の自粛等広報活動
その他の防災機関	東京都地域防災計画（震災編）第4部第5章「東海地震事前対策」によるほか、江戸川区の地域特性に応じて対処する。

5 注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの広報

この段階では、地震予知観測データに異常が認められたことに伴い、判定会によるデータ分析を行っている時期であるから、区民の冷静な対応が望まれるところである。

区及び防災関係機関は密接な連絡を取り、混乱発生の予測がされる場合は、防災行政無線・FMえどがわ・J：COM・広報車等により必要な広報を行う。

6 混乱防止措置

注意情報発表等により、種々の混乱発生のおそれのあるとき、または混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための防災関係機関の対応は次のとおりである。

機 関	内 容
区	1 対応措置の内容 (1) 混乱防止に必要な情報の収集及び伝達 (2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (3) その他必要事項
都	1 対応措置の内容 (1) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 (2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (3) その他必要事項 2 対応機関

付編 警戒宣言に伴う措置

	都総務局（総合防災部）が各局、防災関係機関の協力を得て対処する。
警察署	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して正確な情報の収集に努め、住民、運転者等に対して、冷静に対応するよう呼びかける。 2 混乱の未然防止 駅、主要交差点等、混乱が予想される施設・場所等に必要な人員を配置して、混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合は、交通規制、整理誘導等を行う。
東日本電信電話（株）東京東支店	注意情報の報道に伴い、区民及び事業所による通話が集中的に発生し、電話が著しく掛かりにくくなることが予想される。この場合においては、防災関係機関の重要な通話を確保することを基本に次により措置する。 1 防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は最優先に確保する。 2 電話が著しく掛かりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。 3 一般通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話からの通話は確保する。
その他の防災機関	東京都地域防災計画（震災編）第4部第5章「東海地震事前対策」によるほか江戸川区の地域特性に応じて対処する。

第4章 警戒宣言時の対応措置

第1節 活動態勢

1 区の活動態勢

(1) 災害対策本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認めた場合は、災害対策基本法23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置し、直ちに都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

(2) 本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、江戸川区役所5階防災センター（災害対策本部室）とする。

(3) 本部の組織

本部の組織は、江戸川区災害対策本部条例及び同施行規則の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

〈江戸川区災害対策本部組織図〉

本部長	区長
副本部長	副区長 教育長
本部長室員	危機管理部長 経営企画部長 SDGs推進部長 新庁舎・施設整備部長 総務部長 都市開発部長 環境部長 文化共育部長 生活振興部長 産業経済部長 福祉部長 子ども家庭部長 健康部長 土木部長 区議会事務局長 教育推進課長 その他本部長の指名する者
部	危機管理部 広報部 総務部 都市開発部 環境部 文化共育部 生活振興部 産業経済部 福祉部 子ども家庭部 健康部 土木部 教育部 渉外部

(4) 本部の所掌事務

- ① 警戒宣言、予知情報及び各種情報の収集・伝達
- ② 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策の決定
- ③ 生活物資等の動向及び調達準備調整
- ④ 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- ⑤ 区民への情報提供

(5) 配備態勢

警戒宣言時における区本部要員の配備態勢及び配置人員は次のとおりである。

- ① 本部の非常配備態勢は第2次非常配備態勢とする。
- ② 配備人員は江戸川区災害対策本部運営要綱による。

2 防災関係機関等の活動態勢

- (1) 防災関係機関は警戒宣言が発せられた場合は、区防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、区が実施する防災対策が円滑に行われるようにその所掌事務について適切な措置を取るものとする。
- (2) 防災関係機関は上記(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員

の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

- (3) 区の地域内の公共的団体または防災上重要な施設の管理者は区防災計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに区が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について区に協力するものとする。

3 相互協力

警戒宣言が発せられた場合は区をはじめ防災関係機関が相互に協力し合い、的確な措置を講ずる必要がある。このため区及び防災関係機関は、平常時から相互協力について密接な連携を図り警戒宣言時の混乱防止、被害の軽減、警戒宣言後の措置について協力、応援等の態勢を確立しておくこととする。

○防災関係機関への応援要請

区と防災関係機関、防災関係機関相互の応援は次に掲げる事項について、とりあえず口頭または電話をもって要請し、後日文書によって処理するものとする。

また、区では対応しきれないものについては、東京都に対し応援の要請またはあつせんを求めるものとする。

- ① 応援（あつせん）を希望する機関名
- ② 応援（あつせん）を必要とする日時・期間
- ③ 応援（あつせん）を必要とする場所
- ④ 応援（あつせん）を必要とする活動内容
- ⑤ 応援（あつせん）を希望する物資・資器材等の品名及び数量
- ⑥ 災害の状況及び応援（あつせん）を求める理由
- ⑦ その他必要な事項

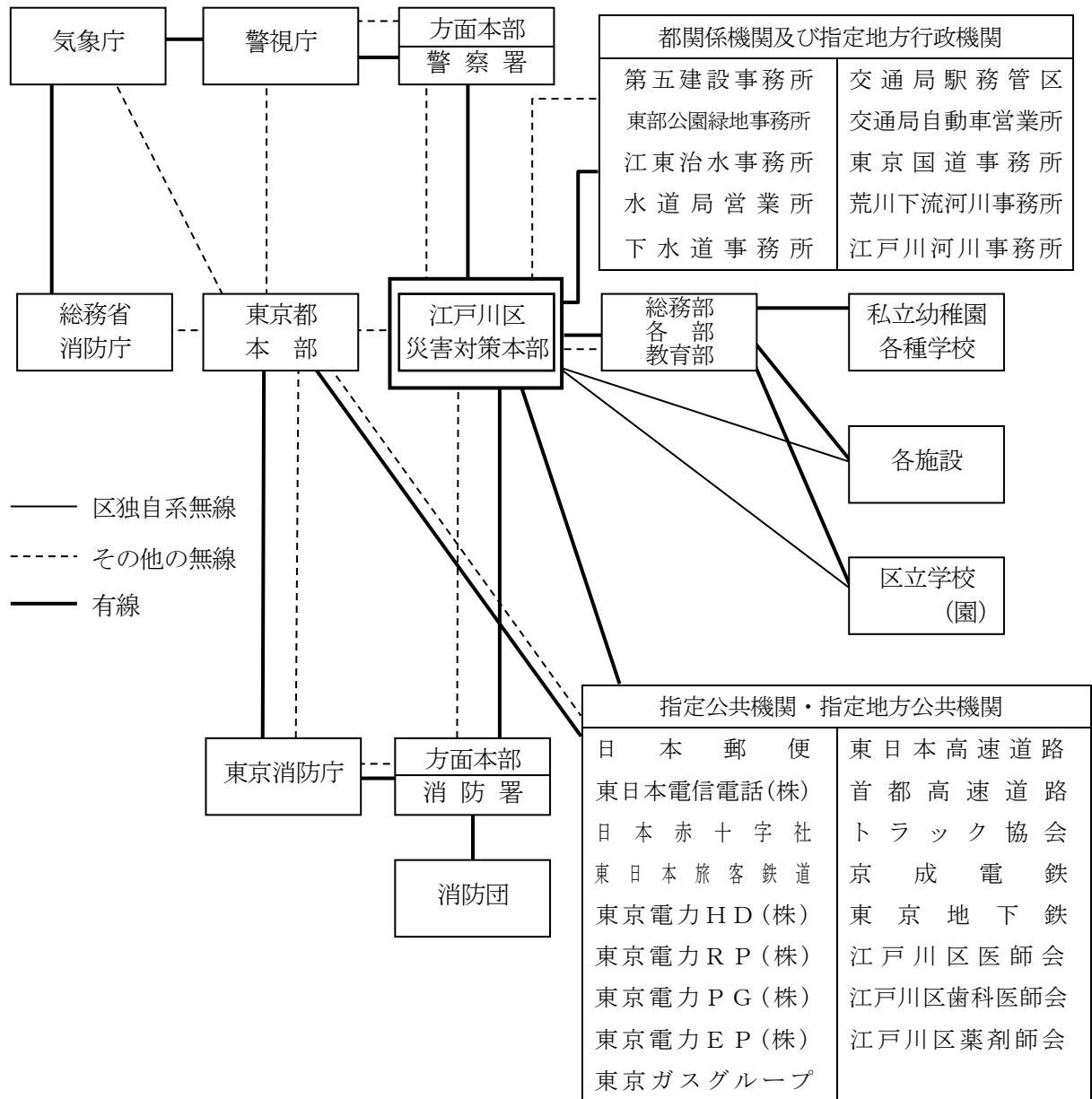
第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、防災関係機関が警戒宣言及び予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに区民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

本章ではこのため、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

1 警戒宣言時の情報伝達

- (1) 区を中心とした警戒宣言及び地震予知情報等の伝達系統は次のとおりである。



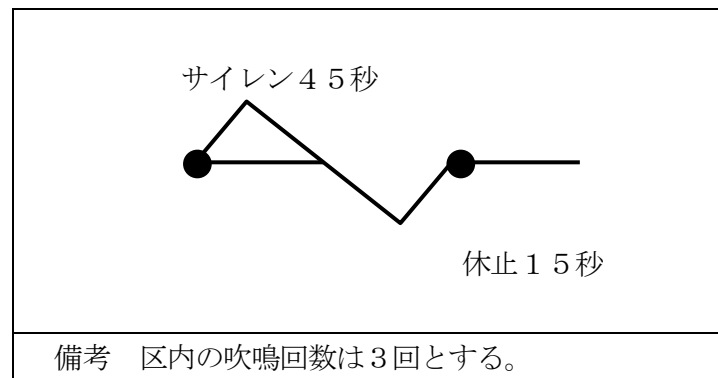
付編 警戒宣言に伴う措置

(2) 区民に対する警戒宣言の伝達及び広報手段は次のとおりである。



(3) 伝達態勢

機 関	内 容
区	1 区は都より警戒宣言及び予知情報について通報を受けたときは、直ちに各部に庁内放送・防災行政無線・有線電話等により伝達する。 2 1の伝達を受けた教育委員会は、直ちにあらかじめ定めた伝達系統により、区立学校（園）長に伝達するとともに、所定の措置を取るよう指示を発する。 3 1の伝達を受けた総務部は、直ちにあらかじめ定めた伝達系統により私立各種学校に伝達するとともに、所定の措置を取るよう指示する。 4 1の伝達を受けた子ども家庭部並びに文化共育部は、直ちにあらかじめ定めた伝達系統により保育園（公・私立）、私立幼稚園、共育プラザ等に伝達するとともに、所定の措置を取るよう指示する。 5 区民及び事業所に対しては、警察署・消防署と協力し、サイレンの吹鳴による防災信号（図－1）並びに広報車・防災行政無線の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。
警 察 署	1 警戒宣言の通報を受けたときは、直ちに全職員に伝達する。 2 区と協力しパトロールカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを区民に伝達する。
消 防 署	1 警戒宣言の通報を受けたときは、直ちに全職員並びに消防団に伝達する。 2 区と協力して消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを区民に伝達する。
その他の 防災機関	1 東京都地域防災計画（震災編）第4部第5章「東海地震災害事前対策」により対処するほか江戸川区の地域特性により対処する。



図一 1 防災信号（サイレン）の吹鳴型式

(4) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりである。

- ① 警戒宣言の内容
- ② 江戸川区での予想震度
- ③ 防災対策の実施の徹底
- ④ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報活動

警戒宣言が発せられた場合、区と防災関係機関と密接な連絡を図り、広報活動を実施する。防災関係機関は所掌事務に応じた広報事項についてあらかじめ広報文案を定めておくものとする。防災行政無線放送・広報車・パトロールカー・消防車・看板の掲出・窓口表示等あらゆる手段を活用して広報を実施する。

(1) 区の広報

区民に対して防災関係機関と密接な連絡を図り、総合的な見地から広報を行う。特に重要な広報はあらかじめ定めておくものとする。

- ① 広報項目
 - ア 警戒宣言の内容の周知徹底
 - イ 各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
 - ウ 防災措置の呼びかけ

② 広報の実施方法

防災行政無線・広報車・自主防災組織を通じて広報活動を実施する。

(2) 防災関係機関の広報

① 東京ガスグループ

区民に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。更に地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

② 東京電力パワーグリッド(株)

テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

③ 東日本電信電話（株）東京東支店

判定会招集の報道開始後及び警戒宣言発令後、テレビ・ラジオ等マスコミを通じ、次について広報する。

付編 警戒宣言に伴う措置

ア 電話利用の自粛

報道機関等の緊急に必要な重要通話を確保するため、一般の電話の利用をさし控えてもらうように周知する。

イ 電話の掛かり具合

通話量が多くなり、電話が掛かりにくくなった場合は利用制限を行う。この場合は電話の掛かり具合を周知する。

ウ 発災後の注意事項

地震発生後は、受話器はずれに注意するなど発災後の注意事項について周知する。

第3節 消防・水防・危険物対策

1 消防対策（消防署）

(1) 活動体制

① 消防部隊の編成強化

全消防職員・団員の招集

② 高所見張、情報活動隊等による警戒態勢の確保

区内10か所に消防職員を派遣し、火災の早期発見に努める。

2 水防対策

(1) 江戸川区

① 水門・坝（いり）等の施設の点検

施設配置要員は、速やかに水門・坝（いり）等の施設点検等を行う。

水門・坝（いり）等施設一覧 (※ 常時閉鎖)

	施設名	所在地	河川名	連絡先
	善兵衛樋管	北小岩 8-29 先	江戸川	(5662) 0096
	興農樋管	北篠崎 1-9 先	〃	〃
※	南坂樋管	北篠崎 2-28 先	〃	〃
※	下浅間樋管	上篠崎 1-16 先	〃	〃
	本郷樋管	篠崎町 2-64 先	〃	〃
	前野樋門	東篠崎 1-7 先	旧江戸川	〃
	宿川樋門	江戸川 3-46 先	〃	〃
	稻荷樋門	江戸川 5-28 先	〃	〃
	千種樋門	東葛西 3-15 先	〃	〃
	左近樋門	東葛西 9-23 先	〃	〃
	興宮樋門	南小岩 5-3 先	新中川	〃
	大杉樋門	大杉 3-25 先	〃	〃
	無名坝	一之江 1-17 先	〃	〃
	椿樋門	春江町 2-3 先	〃	〃
	春江樋門	一之江 2-22 先	〃	〃
	西小松樋門	東小松川 3-3 先	中川	〃
	新左近川水門	臨海町 1-4 先	〃	〃

② 水防資器材の点検整備

備蓄資器材の点検整備を行う。

(2) 東京都江東治水事務所

水門等の施設の点検

施設配置要員は、速やかに水門等の施設点検を行う。

水門等施設一覧

施設名	所在地	河川名	連絡先
今井水門	江戸川 4 丁目地内	旧江戸川 ・新中川	(5620) 2490
小名木川排水機場	江東区東砂 2-17-1	旧中川	〃
木下川排水機場	平井 7-34-25	〃	〃

(3) 東京都第五建設事務所

① 水防資器材の点検整備

ア 備蓄資器材の点検整備を行う。

イ 水防計画により、関係事業所に対し、資器材の緊急輸送の準備指令を出す。

なお、水防管理団体（区）から要請があった場合、直ちに対応する。

3 危険物対策

(1) 消防署

① 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。

- ア 操業の制限・停止
- イ 流出拡散防止資器材等の点検・配置
- ウ 緊急遮断装置の点検・確認
- エ 火気使用の制限または禁止
- オ 消火設備等の点検確認

② 化学薬品取扱施設に対して、次の措置を実施するよう指導する。

- ア 転倒・落下・流出拡散防止対策
- イ 引火または混乱・混しよく等による出火防止

(2) その他の防災関係機関

東京都地域防災計画（震災編）第4部第5章「東海地震事前対策」によるほか、江戸川区内の地域特性に応じて処理する。

第4節 警備・交通対策

1 警備対策（警察署）

(1) 警備本部の設置

警察署は、東海地震注意情報が発表された段階で、直ちに警備本部を設置して指揮体制を確立する。

(2) 各警察署は、災害事務処理に必要最小限の要員を除いて部隊を編成し次の措置をとる。

- ① 混乱防止対策
- ② 危険物対策
- ③ 事前の避難誘導対策
- ④ 治安維持活動
- ⑤ 津波に対する警戒活動

(3) 警備部隊の配備

警戒宣言が発せられた場合、混乱のおそれがあるＪＲ小岩駅・平井駅、京成小岩駅・江戸川駅、東西線葛西駅・西葛西駅、都営新宿線東大島駅・船堀駅・一之江駅・瑞江駅・篠崎駅、ＪＲ京葉線葛西臨海公園駅にあらかじめ部隊を配備するとともに、市川橋西詰・蔵前橋通り・千葉街道・京葉道路・環状七号線など主要道路の交通規制箇所に必要に応じた部隊を配備する。

2 交通対策

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関が実施する緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

基 本 的 方 針	① 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。 ② 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 ③ 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。 ④ 緊急輸送路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。
-----------------------	--

(1) 交通対策本部等の設置

東海地震注意情報が発表された場合、警視庁本部に交通対策連絡室を開設するほか、警戒宣言が発せられると同時に、これを交通対策本部に切り替えて、総合的体制を取る。

(2) 運転者の取るべき措置

運転者等の取るべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

① 走行中の車両

- ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では 40km/h、一般道路（首都高速道路を含む。）は時速 20km/h に減速すること。
- イ カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。
- ウ 目的地まで走行したら以後は車両を使用しないこと。
- エ バス・タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両はあらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- オ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに取ること。
- カ 現場警察官等の指示に従うこと。

② 駐車中の車両

- ア 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。
- イ 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場・空地等に移動する。やむを得ずそのまま路上に継続して駐車するときは、路上の左側に寄せてエンジンを切ること。
 なお、エンジンキーは付けたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ウ 車両による避難の禁止
 警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しないこと。

(3) 警戒宣言時の交通規制

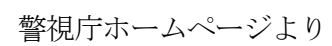
① 警戒宣言が発せられたときは、次のように規制を行う。

- ア 環状七号線の内側の道路（水戸街道以南は中川大橋から中川・新中川及び江戸川を結んだ線とする。）では都心方向に向かう車両は抑制する。
- イ 環状七号線以遠の道路
 蔵前橋通り・京葉道路及び東京環状線（国道 16 号）については、必要に応じて通行を制限する。
- ウ 都県境から流入する車両
 千葉県境から流入する車両の走行は抑制する。
- エ 高速自動車国道及び首都高速道路の都県境においては、前記イ及びウに準ずるほか、状況により車両の流入を制限する。

② その後の交通状況によっては、前記アの交通規制を変更し、あるいは前記アの地域、路線を指定して必要な規制を行うものとする。

(4) 交通処理要領

警戒宣言が発せられた場合、速やかに警察官を都県境及び主要交差点等に配置し、必要に



3 道路管理者の取るべき措置

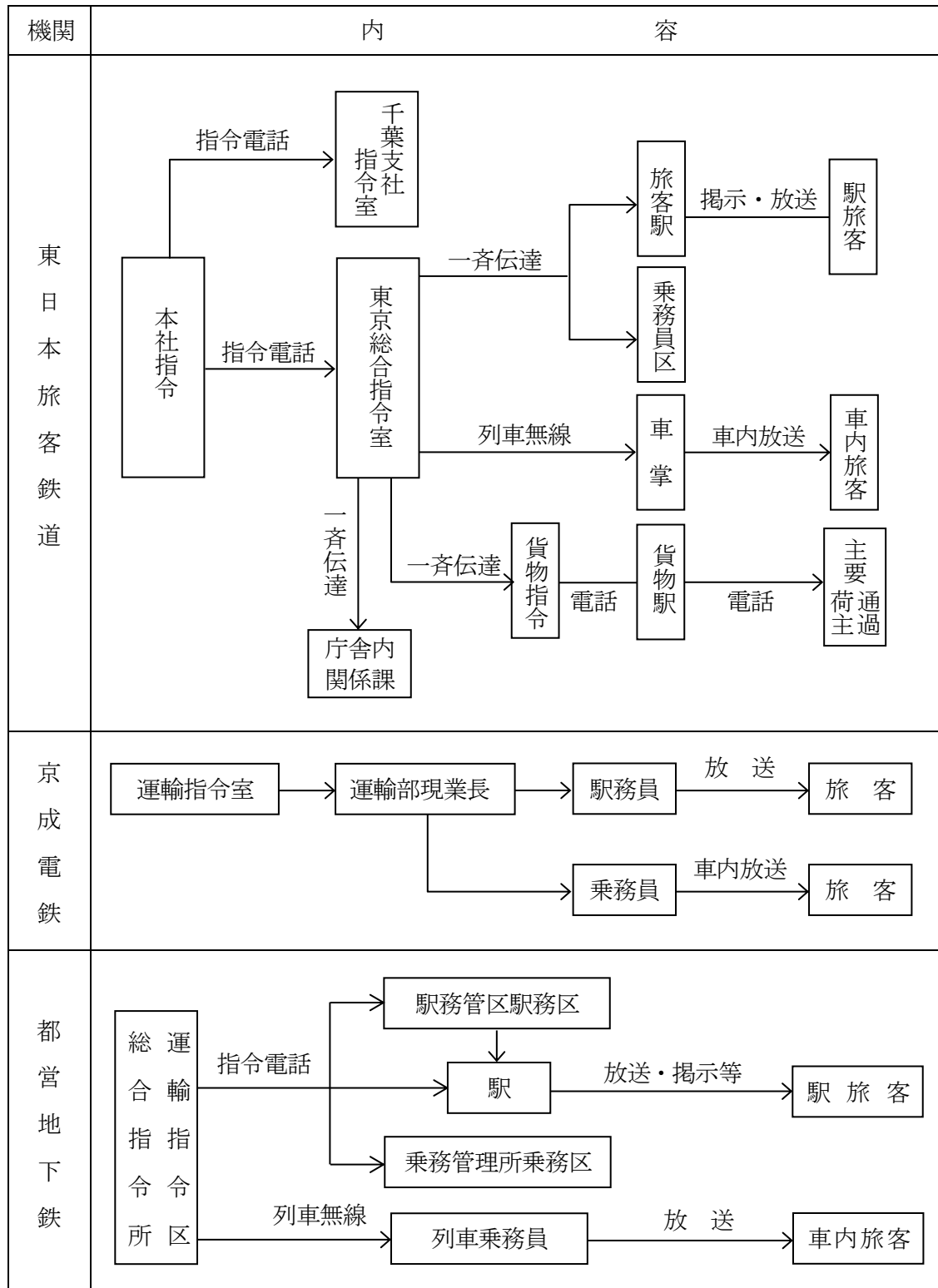
機 関	内 容
区	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路・緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車等の円滑な運行の確保を図る。
第五建設事務所	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路・緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別監察を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。
東京国道事務所	管理する区内の国道については次のような措置を取る。 (1) 警戒宣言が発せられた場合、その内容を考慮し被災が予想される地域にあたっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。 (2) 地震発生 of 危険に鑑み、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置を取るものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強落下防止等の保全処置を講ずる。
首都高速道路(株) 東京東局	警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。 1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。また、有事に備え、長大橋、トンネル等の大規模構造物には、事前にパトロールカーを配備する。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報を利用者に対して行う。 3 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事 of 箇所については、工事中断の措置を取り、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

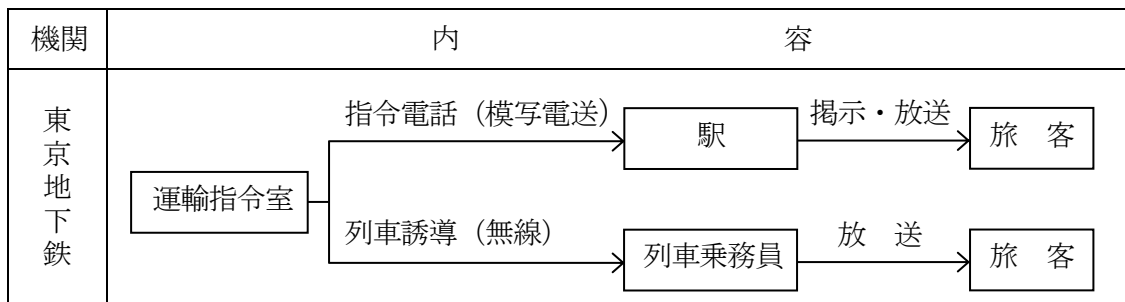
第5節 公共輸送対策

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が通報された場合は、次の方法及びルートで列車・駅並びに旅客等に伝達する。





(2) 列車運行措置

① 東日本旅客鉄道（東京総合指令室）

ア 強化地域外周部における線区（イに記載する線区を除く）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。

イ 強化地域に近接する下記線区は、折返し設備の不足または構造物耐震上の理由により、列車の運転を中止する。

(ア) 東海道本線－藤沢・茅ヶ崎間

(イ) 中央本線－高尾・上野原間

(ウ) 青梅線－青梅・奥多摩間

(エ) 相模線－橋本・厚木間

② 都交通局及び民鉄各社

ア 運行方針

防災関係機関・報道関係並びに各鉄道機関との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

機 関	警戒宣言当日	翌日以降
・京 成 電 鉄 ・東京地下鉄 ・都営地下鉄	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障をきたすことが考えられる。このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置を取る。

機 関	内 容
区	1 平常時から区民等に対し、広報えどがわ・パンフレット・リーフレット等の手段を活用して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の広報を行う。 2 警戒宣言時においては、鉄道関係及び警察署並びに都と密接な連絡を取り情報を入手するとともに、防災行政無線放送・広報車等により事業所等に対して極力平常通りの通勤、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける。
消 防 署	平常時から、区内の全事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。

その他の 防災機関	東京都地域防災計画（震災編）第4部第5章「東海地震事前対策」によるほか、江戸川区の地域特性に応じて対処する。
--------------	--

(4) 主要駅等の警備

警察署は警戒宣言が発せられた場合、区及び防災関係機関と密接な連絡を取り正確な情報の収集に努め、混乱の発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については部隊を配備する。

(5) 列車の運転中止等

鉄道機関は区及び防災関係機関と協力のもと混乱防止、被害の軽減に努めるものであるが、万一駅等で混乱が拡大し人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、やむを得ず列車の運行を中止する場合がある。

2 バス・タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）・ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは、減速（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置を取る。 ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止・折返し・迂回等事故防止のため適切な措置を取る。 エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置を取る。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
(一社) 東京ハイヤー・タクシー協会	1 タクシー・ハイヤー 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。
都個人タクシー協会	
協 会	この場合、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。

(3) 混乱防止措置

① 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区・警察署・消防署・各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社並びに近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、区民及び事業所に対する広報及び指導を行う。

- ② バスターミナル・タクシー乗場等の混乱防止
関係機関が協力して、バスターミナル・タクシー乗場等における旅客の混乱防止にあたる。

第6節 学校・病院・福祉施設対策

1 学校（区立幼稚園・小学校・中学校）

(1) 在校時

- ① 警戒宣言が発せられるとともに、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは原則臨時休校の措置を取る。
- ② 警戒宣言が発せられた後、幼児・児童・生徒等を計画に従って帰宅させる。
- ③ 帰宅にあたって、幼児・児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者または保護者の委任した代理人（以下「保護者」という）に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。
- ④ 中学校生徒については、個々に帰宅経路手段（徒歩・自転車・バス・電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。
- ⑤ 小・中学校特別支援学級の児童・生徒については、保護者に引き渡し、引き取りのない者について学校で保護することは、幼稚園・小学校と同様とする。

(2) 校外指導時

- ① 宿泊を伴う指導時（移動教室・夏季施設・修学旅行）の場合は、強化地域内を問わず、地元官公署と連絡を取り、その地の災害対策本部の指示に従う。
また、速やかに学校に連絡を取り、対応の状況を江戸川区教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図るよう努力する。

- ② 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡を取り、原則として即時帰校（園）の措置を取る。

帰校（園）後、幼児・児童・生徒を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は適宜の措置を取る。

強化地域の場合は、その地の官公署等と連絡を取り、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置を取る。

（注）電話の輻輳により、連絡が取りにくくなることを十分考慮する。

(3) 学校（園）におけるその他の対応

- ① 幼児・児童・生徒等を帰宅させた後、水の汲み置き・備品等の転倒・落下防止・火気・薬品類による火災防止・消火器及び応急備品の点検・施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置を取る。
- ② 学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水・食料・寝具等については、あらかじめ予測される員数を把握し、各学校（園）において準備するか、または地域の業者から供給を受けられるよう手配しておく。
- ③ 残留する幼児・児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置する。
- ④ 残留する幼児・児童・生徒の数、校外指導時に取った措置等の必要な事項をできるだけ早く江戸川区教育委員会へ報告するよう努力する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

- ① 警戒解除宣言は、ラジオ・テレビ・都区市町村の広報によって得るものとする。
- ② 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

(5) 児童生徒に対する伝達と指導

学校は、判定会招集が報道機関により報道された後、判定会の結論が出るまでの間に、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切り替え、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項・解除宣言後または地震後の授業の再開等について説明し、児童生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(6) 判定会招集時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

判定会招集が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引き取りに来校する事態が予想される。

学校においては、判定会招集時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置を取ることとしている。

従って、そのような事態が起こることのないように、学校は平素から保護者に対して学校の対応策を周知徹底しておく。判定会招集の報道を知った家庭は、水・食料・救急用品の準備確認・火災防止・家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置を取りながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引き取りに出る準備を整えるように連絡しておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、判定会招集の報道で保護者が引き取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置を取る。

2 私立学校（私立幼稚園・私立専修学校・私立中学校・私立高等学校・私立各種学校）

(1) 在校時

- ① 警戒宣言が発せられるとともに、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休業の措置を取る。
- ② 警戒宣言が発せられた後、幼児・生徒等を計画に従って帰宅させる。
- ③ 帰宅にあたって、幼児については、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者または保護者の委任した代理人（以下「保護者」という）に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。
- ④ 私立専修学校・私立中学校・私立高等学校・私立各種学校の生徒については、個々に帰宅経路手段（徒歩・自転車・バス・電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。
- ⑤ 私立専修学校・私立中学校・私立高等学校・私立各種学校の生徒で、遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。
- ⑥ 私立専修学校・私立中学校・私立高等学校・私立各種学校の生徒の帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に陥ることがないように、下校計画に従って必要な措置を取る。
- ⑦ スクールバスを使用している幼児・生徒については、保護者の事前に指定してある地点で引き渡すこととする。
- ⑧ 障害児を受け入れている幼稚園については、幼児の通園範囲、障害の状況、残留幼児の収容、スクールバスの使用の是非等、それぞれの園の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置を取るようにする。

(2) 校外指導時

- ① 宿泊を伴う指導時（移動教室・夏季施設・修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署と連絡を取り、その地の災害対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡を取り、校長（園長）は対応の状況を江戸川区に報告するとともに保護者への周知を図るよう努力する。

- ② 遠足等の場合は、その地の官公署と連絡を取り、原則として即時帰校（園）の措置を取る。帰校（園）後、幼児・生徒を在校（園）時同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は適宜の措置を取る。強化地域内の場合は、その地の官公署と連絡を取り、その地の警戒本部の指示に従う。江戸川区への通報、保護者への連絡は前項と同様の措置を取る。

（注）電話の輻輳により、連絡が取りにくくなることを十分考慮する。

(3) 学校（園）におけるその他の対応策

- ① 幼児・生徒を帰宅させた後、水の汲み置き・備品等の転倒・落下防止・火気・薬品類による火災防止・消火器及び応急備品の点検・施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置を取る。
- ② 学校（園）に残留し保護する幼児・生徒のために必要な飲料水・食料・寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し各学校（園）において準備するか、または地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- ③ 残留する幼児・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置を取る。
- ④ 残留する幼児・生徒の数、校外指導時に取った措置の必要な事項をできるだけ早く江戸川区（総務部、子ども家庭部、教育委員会）へ報告するよう努力する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

- ① 警戒解除宣言はラジオ・テレビ・都区市町村の広報等によって得るものとする。
- ② 解除後の授業の再開の日は、あらかじめ定めたところによる。

(5) 生徒に対する伝達と指導

学校は、判定会招集が報道機関により報道された後、判定会の結論が出るまでの間、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項、解除宣言後または地震後の授業の再開等について説明し、生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(6) 判定会招集時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

判定会招集が報道されると、幼児の保護者が直ちに引き取りに来園する事態が予想される。学校においては、判定会招集時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置を取ることにしている。

従って、そのような事態が起こることのないように、学校は平常時から、保護者に対して学校の対応策を周知徹底しておく。判定会招集の報道を知った家庭は、水・食料・救急用品の準備確認・火災防止・家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置を取りながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児を直ちに引き取りに出る準備を整えるよう連絡しておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置を取っても、判定会招集の報道で保護者が引き取りに来園した場合は、園長の責任において臨機の措置を取る。

3 病院・診療所

(1) 診療態勢

機 関	外 来 診 療	入 院 患 者	手 術 等
江戸川区医師会 (病院・診療所)	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術・検査は延期する。

(2) 防災措置

病院または診療所には、医薬品類等危険な物が多数あるので、発災による被害の防止または軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- ① 非常食の準備
- ② 建物・設備の点検
- ③ 薬品・危険物の防災措置
- ④ 落下物の防止
- ⑤ 非常用設備・備品の点検及び確保
- ⑥ 職員の分担業務の確認

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡する。

4 社会福祉施設

(1) 保育園・育成室・すくすくスクール・福祉作業所・虹の家・希望の家・みんなの家・えがおの家・さくらの家・障害者支援ハウス・障害者就労支援センター

① 在園（所）時

ア 警戒宣言が発せられた後、園児・児童・利用者を計画に従って帰宅させ、警戒宣言の解除までは臨時休業の措置を取る。

イ 帰宅にあたって、園児・児童・利用者については、あらかじめ保護者と打ち合わせてある計画に従い利用者名簿を確認のうえ、保護者または保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。この場合、保護者に引き渡すまでは、当該施設において保護する。

ウ スクールバスを使用している利用者については、保護者に事前に指定してある地点で引き渡すこととする。

② 園外保育時等

原則として、即時帰園の措置を取る。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰園することが危険と判断される場合は、その地の官公署と連絡を取り適宜の措置を取る。

(2) 上一色コミュニティセンター・シルバー人材センター・共育プラザ・

くすのきカルチャーセンター

警戒宣言が発せられるとともに、原則として事業を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休業の措置を取る。

(3) 警戒宣言が発せられた時の一時保護の措置

警戒宣言が発せられたら、新規の入所は可能な限り受け入れ、状況に応じて他区の児童相談所や一時保護所等への一時保護委託をするよう努める。

(4) その他の対応措置（全施設共通）

- ① 水の汲み置き、備品等の転倒、落下防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置を取る。
 - ② 保育園・すくすくスクール等各施設に残留する園児・児童・利用者がいる場合は、人数を把握し、その措置について主管課長の指示を受ける。一時保護所は一時保護児童数を児童相談所長に報告し、その措置について指示を受ける。
 - ③ 残留する園児・児童・利用者の保護のため必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の職員の役割分担に従って措置を取る。
 - ④ 残留する園児・児童・利用者・一時保護されている児童の数、園外保育時にとった措置を速やかに主管課長へ連絡する。
- (5) 判定会招集時の留意事項
- ① 判定会招集時は、各施設においては事業・保育を継続し、警戒宣言が発せられた後に事業、保育を中止して帰宅の措置を取ることとなるので無用な混乱が生じないよう十分留意すること。
 - ② 上記①に係わらず、判定会招集時に園児・児童・利用者の保護者が直ちに引き取りに来た場合は、各施設長が臨機の措置を取ること。
 - ③ 上記①②に係わらず、一時保護所は既に一時保護されている児童については、一時保護を継続する。
 - ④ 上一色コミュニティセンター・シルバー人材センター・共有プラザ・くすのきカルチャーセンター等利用者の特定しない施設については、判定会招集時において、原則として事業は継続するが、児童のほか、施設長が速やかに帰宅させることが適当と認める利用者については、適宜の措置を取ること。
 - ⑤ 判定会が招集された場合、各施設長は以降の報道機関の情報に十分留意すること。
- (6) その他
- 私立保育園等については、区の対応と同様の措置を取るよう指導する。

第7節 劇場等対策

区民館・映画館等、不特定多数の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から下記の対応措置を講ずる。

機 関	施 設	対 応 措 置
区	タワーホール船堀 文化センター 区民館 図書館 グリーンパレス その他区民施設	1 原則として集会・会議等は打切り、速やかに帰宅させる。 2 ホール利用者については、警戒宣言が発せられると同時に主催者と協議のうえ、速やかに帰宅させる。 3 くつろぎの間については、その利用を中止し、安全に退館させる。 4 警戒宣言が発せられた場合、図書館等個人使用形態を取る施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、施設利用の自粛を要請する。 5 職員を担当部署に配置し、施設の安全を確認する。
消防署	事業所等	1 火気使用の中止または制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急資機材の準備 5 施設利用者等への必要な情報の伝達、避難時の誘導 6 高層建築物でのエレベーターの使用制限 7 営業の中止または自粛を要請

第8節 電話対策

1 判定会招集の報道開始後の混乱防止措置

(1) 電話

判定会招集の報道直後から、電話が著しく掛かりにくくなることが想定される。

この場合には、防災機関の重要通話確保を優先するとともにできるだけ一般通話も確保するよう努めるが、具体的には次により措置する。

- ① 防災関係機関等の重要な通話は利用制限等の措置は行わず、最優先で通話を確保する。
- ② 家庭の安否確認や緊急連絡等を行うための災害用伝言ダイヤルサービスの提供を行う。
- ③ 一般通話についてもできるだけ確保するため、次により利用制限を行う。

ア 原則として通話量の状況に応じて段階的に規制するが、特定の地域に対する通話が著しく多い場合は、その地域向けの通話を臨機に規制する。

イ 強化地域へ向けて発信する通話量が極めて多くなった段階で一般通話は、100%規制し、以降通話量の状況に応じて逐次緩和等の措置を行う。

2 広報

判定会招集の報道開始後及び警戒宣言が発せられた後、テレビ・ラジオ等マスコミを通じ、次について広報する。

(1) 電話利用の自粛

防災関係機関及び報道機関等の緊急に必要な重要通話を確保するため、一般の電話の利用をさし控えてもらうよう周知する。

(2) 電話の掛かり具合

通話量が多くなり、電話が掛かりにくくなった場合は利用制限を行う。この場合は電話の掛かり具合を周知する。

(3) 発災後の注意事項

地震が発生した後は、受話器はずれに注意するなど、発災後の注意事項について周知する。

3 防災措置の実施

発災に備え、次の準備警戒業務を実施する。

(1) 災害対策用機器等の点検整備

通信設備が被災した場合に、迅速に応急措置を実施し通信を確保するよう次の災害対策用機器等の点検整備を行うほか、出動態勢を整える。

- ① 災害対策用無線装置類
- ② 移動電源車及び予備電源設備類
- ③ 工事用車両等

(2) 工事中の施設の保安措置

警戒宣言の発せられるのに伴い原則として防災に関係のない工事などを中断するが、この場合、工事現場へ保安要員を配置するとともに次の措置を行う。

- ① 工事中施設への安全措置
- ② 可動物品の固定
- ③ 可燃物・危険物の安全措置
- ④ 工事中断後の保安対策

第9節 電気・ガス・上下水道対策

1 電気

地震災害予防及び災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言及び情報ルート等の確立、要員・資機材の確保、電力の緊急融通体制の確保等地震防災応急対策を講ずる。また、警戒宣言が発せられた場合は、国・地方自治体・社外関係機関等との緊密な連絡のもとに速やかに次の対応策を講ずるとともに、電力の供給は平常どおり継続するものとする。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 地震災害警戒態勢の確立

- ① 警戒段階の地震に係る判定会招集の報告がなされた場合には、非常対策災害態勢の準備態勢を確立する。
- ② 警戒宣言が発せられた場合には、非常災害対策態勢の第3非常態勢を確立する。

(3) 情報伝達

警戒宣言並びに警戒解除宣言に関する情報伝達方法は、保安通信設備により、迅速かつ的確に行う。

(4) 電力施設の予防措置

地震予知情報に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。

この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業員の安全に十分配慮するものとする。

① 特別巡視・特別点検

発電所においては、地震予知情報に基づき電力施設に対する特別巡視・特別点検・機器調整等を実施する。

② 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、社外的には東日本電信電話（株）東京東支店・JR東日本・警察・消防・諸官庁等との連携を密にし通信網の確保に努める。

③ 応急安全措施

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(5) 要員・資機材

① 要員の確保

警戒態勢が発せられた場合、あらかじめ定めた連絡ルートにより非常災害対策組織構成表に基づく対策要員の確保に努める。

② 資機材の確保

警戒態勢が発令された場合、工具・車両・舟艇・発電機車・変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

③ 安全広報

ラジオ・テレビ等の報道機関を通じて、地震等の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

2 ガス

警戒宣言が発令された場合に対応するための非常体制として、地震災害警戒体制を取る。また、東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制を取る。

(1) ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発令された場合、地震防災上巡視、点検及び検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検及び検査要領に従い巡視点検及び検査を行う。

(2) 工事等の中断

警戒宣言が発令された場合、工事中または作業中のガス工作物等については、状況に応じて応急的保安措置を実施のうえ、工事または作業を中止する。

(3) 対策要員の確保

震災編を準用する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

震災編を準用する。

(5) 避難等の要請

警戒宣言が発令された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(6) 安全広報

区民に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。更に、地方自治体とともに必要に応じて連携を図る。

3 上水道対策

警戒宣言時においても、水は平常どおり供給する。また、発災に備えて飲料水を確保するなど次の内容の広報を行う。

- ① 当座の飲料水の汲み置きの要請
- ② 地震発生後の避難にあたっての注意事項
- ③ 地震発生後の広報等の実施方法
- ④ 地震発生後における区民への注意事項

4 下水道対策

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

(1) 危険物に対する保安措置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令および関係者以外を近づけないようにする。

- 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。
- タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

(2) 施設等の保安措置

- ① 管きょ、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限に止め、汚水および雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化および整備を行う。
- ② 工事現場においては、工事を即時中止し、保安措置を講じる。また、応急資機材の状況の把握と準備を行う。

第 10 節 生活物資対策

1 営業の確保

区は平常時から食料及び生活必需品を取り扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、生活協同組合等、これらに関連する関係団体と密接な連絡を図り、警戒宣言が発せられた場合にあっては極力営業を継続するよう要請する。

2 買い占め、売り惜しみ防止

広報車等を利用し、買い占め、売り惜しみ防止などの呼びかけを実施する。

第 11 節 金融対策

区は区内に所在する各金融機関に対し、防災関係機関と協力のうえ、平常時から警戒宣言の発せられたときにおいても、関係機関（関東財務局・日本銀行・日本郵便株式会社及びゆうちょ銀行本店）の指導方針に基づき極力営業を継続するよう要請を行い、やむを得ず営業を縮小する場合も普通預金の払戻し業務については営業を継続するよう要請指導する。

第 12 節 避難対策

江戸川区内においては震度 5 弱程度の揺れで、特に危険が予測される地区はないと考えられるが、防災関係機関と連絡を密にし、実情把握を行い、危険が予測される地区について今後の被害想定に基づき検討していく。

第 13 節 救援・救護対策

1 給水態勢

区は発災後に備え、都水道局と協力し給水態勢の確立に努める。

(1) 応急給水用資器材の点検・整備

ウォーターバルーン、1 トンタンク、0.5 トンタンク、20 リットルタンク等資器材の点検・整備を図る。

(2) 各施設においては、受水槽・高架水槽を満水にしておく等応急給水態勢を確立する。

2 食料等の配布態勢

(1) 区は発災に備え、備蓄物資等の輸送・配布を行えるよう準備態勢を取る。

(2) 区と物資提供の協定を締結している業者等に待機態勢を取るよう要請する。

3 医療救護態勢

(1) 区は発災に備え、医療救護班等の編成準備について関係機関と連絡を密にする。

(2) 医師会は次の措置を取るものとする。

① 災害医療対策本部の設置

② 救護班に対し、待機の態勢を指示する。

③ 備蓄医療資器材の点検整備を図る。

4 輸送車両の確保

- (1) 区は発災に備え輸送・配布手段の確保態勢を取る。
- (2) (一社) 東京都トラック協会江戸川支部は次の措置を取ることとする。
 - ① 災害対策本部の設置
 - ② 区の要請に応じ、あらかじめ定められた方法により車両調達準備を行う。

第5章 区民等の取るべき措置

第1節 区民の取るべき措置活動態勢

1 平常時

(1) 日頃から出火の防止に努める。

- ① 火を使う場所の不燃化及び整理整頓をする。
- ② ガソリン・アルコール・灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をして
おき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。
- ③ プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具・鎖のゆるみ・腐食などを点
検する。

(2) 消火用具を準備する。

消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所に
置く。

(3) 家具類の転倒・落下・移動防止及び窓ガラス等の落下防止を行う。

- ① タンス・食器棚・ピアノ等の家具類は固定する。
- ② 家具の上に物を置かないようにする。
- ③ 窓ガラスに飛散防止フィルム等を貼る。
- ④ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板は落下しないよう措置する。

(4) ブロック塀の点検補修をする。

ブロック塀・石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど、倒壊防止の措置を行う。

(5) 食料や非常持出品を準備しておく。

- ① 家族が必要とする2～3日分の食料・飲料水を備蓄しておく。
- ② 三角巾・絆創膏などの医薬品を備えておく。
- ③ ラジオ・懐中電灯・ヘルメット等の防災用品を備えておく。
- ④ ロープ・バール・スコップなどの避難救助用具を備える。

(6) 家族で対応措置を話し合っておく。

- ① 警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担を取り決めておく。
- ② 警戒宣言時は電話が掛かりにくくなるので、行動予定を話し合っておく。

(7) 防災教育訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。

2 判定会招集（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

(1) 情報に注意するとともに冷静に行動する。

- ① テレビ・ラジオ等の情報に注意する。
- ② 慌てた行動を取らないようにする。

(2) 電話の使用を自粛する。

(3) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。
 - ① 区等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ・ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - ② 都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ③ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。
 - ① ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - ② 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - ③ ガスメーターのメーター栓位置を確認する。
 - ④ 使用中の電気器具（テレビ・ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する。
 - ⑤ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。
 - ⑥ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (3) 消火器・三角バケツの置き場所、消火用水の確認をする。
- (4) 家具の転倒防止措置を確認する。

棚の中の重い物を下ろす。
- (5) ブロック塀等を点検する。

危険箇所はロープを張るなど付近に近寄らせないような措置を取る。
- (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ① 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - ② ベランダの植木鉢等を片づける。
- (7) 飲料水の汲み置きをする。
- (8) 食料・医薬品・防災用品を確認する。
- (9) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- (10) 電話の使用を自粛する。

役所や放送局・鉄道会社・学校等への電話による問い合わせを控える。
- (11) 自家用車の利用を自粛する。
 - ① 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。
 - ② 路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。
 - ③ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- (12) 幼児・児童の行動に注意する。
 - ① 幼児・児童の遊びは、狭い道路やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
 - ② 幼児・児童・生徒が登園・登校している場合は、園・学校との事前の打合せに基づいて対応する。
- (13) 冷静に行動し、不要不急の外出・旅行は見合わせる。
- (14) エレベーターの使用は避ける。
- (15) 近隣相互の防災対策を再確認する。
- (16) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- (17) 買い急ぎをしない。

第2節 自主防災組織の取るべき措置

1 平常時

- (1) 組織の役割分担を明確にする。
- (2) 組織の活動訓練や教育・講習を実施する。
- (3) 地区内の危険箇所（崖・ブロック塀等）を把握する。
- (4) 情報の伝達体制を確立する。

2 判定会招集時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ・ラジオの情報に注意する。
- (2) 区民に、冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 防災機関からの情報を区民に伝達する。
- (2) 自主防災組織本部を設置する。
- (3) 区民の取るべき措置（第1節参照）を呼びかける。
- (4) ポンプ・燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (5) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 要配慮者の安全に配慮する。
- (7) 崖地・ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児・児童等に対して注意をする。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料・飲料水及び炊き出し用品の確保並びに調達方法の確認を行う。

4 その他

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会・自治会等が前記に準じた措置を取る。

第3節 事業所の取るべき措置

1 判定会招集時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまでの措置

- (1) テレビ・ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災態勢を確認する。
- (3) 消防計画等に基づき警戒宣言時の取るべき措置を確認または準備する。
- (4) その他の状況により、必要な防災措置を行う。

2 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- (1) 自衛消防組織の編成・警戒本部の設置・防災要員の動員及び配備等の警戒態勢を確立する。
- (2) テレビ・ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客・従業員等に迅速正確に伝達する。

この場合、スーパーマーケット等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。

- (3) 指示・案内等にあたっては、予想震度・施設の立地条件・耐震性・利用状況等により施設ごとに判断し、顧客・従業員が適正な行動等が取れるようにする。

この場合、要配慮者の安全確保に留意する。

- (4) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。

ただし、不特定多数の者を収容する劇場・映画館及び超高層ビル・地下鉄等の店舗にあたっては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。

- (5) 火気使用設備・器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。

また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏洩防止のための措置を確認する。

- (6) 建築物の防火または避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品・設備器具及び窓ガラス等の転倒落下・破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に区・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。

- (9) バス・タクシー・生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の使用はできる限り制限する。

- (10) 救助・救急資機材及び飲料水・非常食料・医薬品・照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。

- (11) 建築工事・隧道工事及び金属熔融作業・高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

- (12) 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤（通学）者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。